

基本施策評価シート

| |
|----------|
| 基本施策最終評価 |
| B |

基本施策通し番号 12

基本施策 防災・消防基盤の整備

構成施策

| 施策番号 | 施策名 | 施策最終評価 |
|------|------------------|--------|
| 施策1 | 治山・治水による安全の確保 | A |
| 施策2 | 建物の耐震化 | C |
| 施策3 | 消防施設・設備の充実 | B |
| 施策4 | 災害や緊急時に備えた飲料水の確保 | B |
| 施策5 | 防災拠点の整備充実 | B |
| 施策6 | 空き家対策 | B |

成果指標

| 指標 | 内容 | 令和2年度 目標 | 令和2年度末 実績 | 単位 | 令和2年度の成果の検証 |
|---------------------|------------------------------|-------------|--------------|-----|--|
| 里山砂防事業の実施箇所 | 里山砂防事業実施箇所数 | 2 | 2 | 箇所 | サギ谷(蕨生地係)の事業が完了した。また、大原谷(蕨生地係)の事業に着手した。 |
| 住宅の耐震化率 | 人が居住している住宅数に対する耐震性を有する住宅数の割合 | 79 | 72.6 | % | 耐震改修の実績は1件。耐震診断が改修に繋がらず、目標到達の進捗度は低い。 |
| 消防水利の充足率 | 消防水利が足りているエリアの割合 | 65 | 59.0 | % | 目標には届いていないが、防火水槽3基と上水道消火栓5基を増設し、市街地及び水利に乏しい地区の水利確保が着実に図られた。 |
| 被災者用トイレ環境の整備 | 被災者が衛生的に安心して使用できる非常用トイレの確保数 | 50 | 市40 県17 | 基 | 防災倉庫の資機材を計画的に確保することができた。 |
| 被災者の安心感の向上 | 被災者の生活に必要な物品、救助用資機材の点検 | 1 | 1 | 回/年 | 防災倉庫の資機材の点検を実施し、台帳との突合や消費期限の確認を行った。 |
| 周囲に影響のある管理不全な空家等の戸数 | 空家等所有者への適切な管理の指導 | 90 | 72 | 戸 | コロナ禍のため市外からの来訪が難しく、相談等が前年より減少した。空家等の所有者による除却がみられたものの、管理不全な空家等が残っている。 |

後期基本計画策定時の「現状」と「課題」

| | |
|-----|---|
| 現 状 | <ul style="list-style-type: none"> ・本市において、これまで治山・砂防施設の整備や河川改修を進めてきたが、未整備の箇所もある。 ・住宅などの民間の建物の耐震化率は低く、地震による多大な被害の発生が想定されている。 ・近年、管理の行き届いていない空き家が増加傾向にあり、防災や衛生、景観などの面で周辺に及ぼす影響が大きな問題となっている。 |
| 課 題 | <ul style="list-style-type: none"> ・自然災害やテロ、火災などから市民の生命と財産を守るために、地域防災力の強化や防災・消防基盤の整備が必要である。 ・大規模災害時に的確に消防活動を展開するために、消防車両などの計画的な更新整備や通信体制の充実強化、上水道の管路整備・耐震化や給水資機材の整備・備蓄などを進める必要がある。 ・空き家の所有者に適切な管理を促す必要がある。 |

社会情勢・市民ニーズの変化

・建物の耐震化については、東日本大震災後、南海トラフ巨大地震等に対する防災意識の高まりを受け、公共施設等の耐震化が進められているが、市民においては建物の耐震化に対する関心が低く、改修等が伸び悩んでいる。

・災害や緊急時に備えた飲料水の確保が求められている。

・空き家対策では、近年の少子化・高齢化による人口減少に加え、核家族化や既存建物の老朽化などにより、居住その他の使用がされていない空家等が増加している。特に周囲に危険を及ぼす恐れのある空家等が問題となっている。

現在の「現状」と「課題」

| | |
|-----|---|
| 現 状 | <ul style="list-style-type: none"> ・本市では、計画的に治山・砂防施設の整備や河川改修を進めている。 ・災害時や緊急時の拠点避難所などへの上水道管路整備や管路の耐震化など、計画的に施設整備・改良を行っている。 ・住宅などの民間の建物の耐震化率は低い。 ・コロナ禍の中、他県から本市への来訪が難しく、空き家等の相談が前年より減少した。所有者により除却がみられたものの、管理不全な空家等が残っている。 |
| 課 題 | <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、防災・消防基盤の整備、消防車両などの更新整備、上水道の管路整備・耐震化や給水資機材の整備・備蓄などを進める必要があるが、市の財政状況が厳しくなる中、優先順位の設定などにより、整備計画年次の見直しも必要である。 ・家は個人の財産であるため、空き家対策は所有者等が自ら講じるべきであるが、意識の低さや経済状況などから進みにくい状況である。また、空家等の相続人が市外県外にいるなどし当事者意識の低下や対策の遅れが生まれている。さらに、マスコミが報じる他市における行政代執行等の事例を通じて、空き家対策は行政が取り組むべき問題であるという社会の意識も生まれつつあると感ぜられ、意識のさらなる低下が懸念される。 |

基本施策の「成果」

| | |
|-----|--|
| 成 果 | <ul style="list-style-type: none"> ・治山・治水による安全の確保では、治山工事等により災害の軽減を図った。 ・建物の耐震化では、地震に対する関心を高めるため、防災意識の向上に向けた啓発活動を行った結果、2件の耐震改修があった。 ・消防施設・設備の充実では、防火水槽、消防自動車等を整備し、災害や緊急時に備えた飲料水の確保では、計画的な管路整備・耐震化を進めるとともに、給水車の配備・給水資機材を整備することができた。 ・空き家対策では、空家等対策の推進に関する特別措置法の施行を受け、空家等対策計画、空家等対策の推進に関する条例に基づき、空家等対策協議会、特定空家等専門部会を設置し、空家等の対処に当たることができた。 |
|-----|--|

改善点

・建物の耐震化では、地震に対する関心を高め防災意識の向上に向け、自主防災組織の訓練やわく湧くお届け講座などの機会を捉え、啓発を継続する。

・災害や緊急時に備えた飲料水の確保では、国の予算配分の増加につながる要望活動を強化する。

・空き家対策では、空家等対策計画に基づき特定空家等の対処を図るため、補助制度の活用や関係機関との連携を密にし、除却を促進する。